

滋賀国際交流賞表彰要綱

(目的)

第1条 この表彰は、滋賀県における国際交流の推進等に貢献のあった者を表彰することにより、世界に開かれた地域づくりのより一層の推進に資することを目的とする。

(賞の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号の賞を設ける。

- (1) 滋賀国際交流功労賞
- (2) 滋賀国際交流奨励賞
- (3) 滋賀国際交流特別賞

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次の各号に該当する個人または団体とする。

- (1) 滋賀国際交流功労賞
国際交流、国際協力、多文化共生の地域づくりの活動に永年従事し、滋賀県のこれらの分野の発展に多大の貢献をし、その功績が顕著である個人または団体
- (2) 滋賀国際交流奨励賞
国際交流、国際協力、多文化共生の地域づくりの活動に従事し、その功績が著しく、今後も滋賀県のこれらの分野の活動に従事し、その発展に貢献することが期待される個人または団体
- (3) 滋賀国際交流特別賞
公益財団法人滋賀県国際協会の事業推進に永年寄与し、その功績が特に顕著で感謝するに足りると認められる個人または団体

(候補者の推薦)

第4条 県、市町および国際交流団体の長等は、前条第1号および第2号に該当する者を別紙様式により別に定める日までに公益財団法人滋賀県国際協会長（以下「会長」という。）あて推薦することができる。

2 自薦および他薦を問わないものとする。

(受賞者の選考および決定)

第5条 会長は、第2条に規定する賞を授与しようとする者について、別に定める選考委員会にはかり決定するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成21年（2009年）9月29日から施行する。

この要綱は、令和元年（2019年）8月29日から施行する。